

第2章 業務概況

1. 企画調整関係

(1) 地域公共交通活性化の取り組み

① 地域公共交通の確保・維持・改善

地域の暮らしを支える公共交通は、お年寄りや学生など、自家用車を運転できない方を中心に欠かせない存在となっています。しかしながら、近年、人口減少の本格化、運転手不足の深刻化により、公的負担が増加する等、公共交通を維持することは容易ではなくなっています。

一方で、地域における移動手段の維持・確保は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光振興、更には健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらすことが期待されます。

このような背景のもと、地域の移動ニーズを踏まえ、地域が自ら交通をデザインしていくことの重要性の高まりを受け、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正法が令和2年11月に施行されました。この法律では、地域公共交通のマスタープランとなる「地域公共交通計画」の作成や実施を全ての地域公共交通団体において、努力義務として定めています。

新潟県では、山間地域を中心とした地域交通の厳しい状況も踏まえ、地域のニーズに沿った地域交通の維持・確保は個別の交通事業者のサービス提供のみに委ねることでは限界があることから、これからの地域交通を維持・確保等するために、市町村、交通事業者、住民等の「地域」が主体となって自らの地域に最適なあり方を検討し、関係者が連携しつつ、持続可能な運送サービスの提供に取り組むことが重要です。

こうした問題に取り組むため、新潟県内では26自治体で公共交通協議会等が設置されています。

新潟運輸支局としてもそれぞれの地域の課題の解決に向け、各協議会に参画し、地域の関係者が連携して取り組みを進めるための計画策定や、路線バスの再編、乗合タクシーの導入等公共交通の確保・維持・改善に向けた取り組みの支援を行っています。



公共交通利用促進キャラクター「のりたろう」

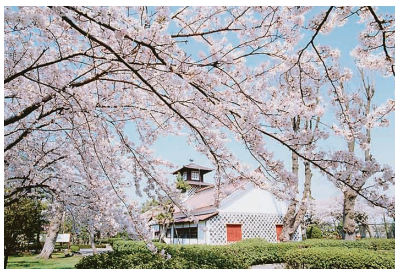
(2) 観光の取り組み

① 観光の概況

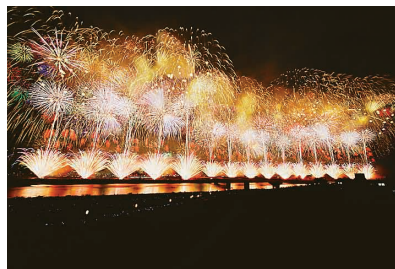
新潟県は、山岳や高原、海岸によって形成される自然景観、各所に湧出する豊かな温泉資源、雪国情緒あふれる町並みやスキー場、旧家・名跡を満喫できるスポットなどを多く取りそろえたエリアであり、また、地域ならではの祭りの楽しさを堪能できます。

春は色鮮やかな花畑や絢爛な桜、夏は花火や海水浴、秋は美しい紅葉、冬はスノーアクティビティなどの体験も充実しており、四季を通じて魅力満載の地であります。

また、綺麗な水で作られたお米やお酒、新鮮で美味しい海の幸が多いことに加え、地域に根付いた食文化（郷土料理）も魅力的です。



新潟市 郷土資料館



長岡市 フェニックス



村上市 笹川流れ

② 新潟県内における訪日外国人旅行（インバウンド）の促進にかかる取り組み

我が国における観光施策は、急速な成長を遂げるアジアをはじめとする世界の国際観光需要を取り込むことによって、日本の力強い経済を取り戻すとともに、人口減少・少子高齢化に歯止めをかけるため、国内外からの交流人口の拡大や旅行消費によって地域の活力を維持し、社会を発展させることを目的としています。

北陸信越運輸局においては、外国人旅行者に対し、新潟県の観光資源の魅力を高め、その価値を伝えていくためには、中長期的な視点に立った観光地域づくりを行っていく必要があります。北陸信越運輸局では関係省庁出先機関、県、観光関係者、交通関係者等との連携・調整を行い、地域における観光施策の推進を図っています。

令和元年度には、欧米豪市場を中心とした訪日無関心層を対象に「楽しい国 日本」の魅力を発信するため、長岡地域・三条地域・十日町地域等にて、外国人旅行者の新しい需要を喚起するための魅力的なコンテンツを造成しました。また、訪日プロモーションとして、豪州旅行会社向けに地域の食・歴史・文化体験を盛り込んだガストロノミーツーリズムをテーマとした招請事業を実施したほか、中国・タイで開催された旅行博に出展し、観光資源のPRを行い、当該地域の旅行商品の造成及び認知度向上を図ったところです。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症により海外との往来の制限があるため現地でのプロモーションや海外からの招請事業の実施が困難になっていますが、オンラインによるセミナーや商談会の開催、SNS等WEBを活用した情報発信など、インバウンド再開を見据えたプロモーション事業を展開しています。

新潟運輸支局としても、北陸信越運輸局と連携し、インバウンドの促進に取り

組んでいます。



旅行会社招請
新潟市 新潟せんべい王国



旅行博出展
タイ国際旅行博 (TITF)

(3) バリアフリー施策の取り組み

北陸信越運輸局では、鉄道車両、バス、旅客船などの輸送機関及び鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナルなどのハード面のバリアフリー化を推進するとともに、高齢者、障害者などが公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導などのソフト面のバリアフリー化を推進しています。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)において、市町村は、国が定める基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区について、移動等円滑化の促進に関する方針(移動等円滑化促進方針)及び移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想(基本構想)を作成するよう努めるものとされています。

まちなかにおける移動等の円滑化を図るためには、個々の施設のバリアフリー化だけではなく、建築物や道路等の連続性を確保した「面的・一体的なバリアフリー化」が必要不可欠です。この「面的・一体的なバリアフリー化」を図るため、移動等円滑化促進方針及び基本構想の活用が有効であり、各市町村において、これらの制度を活用した取り組みがより進展することが期待されています。

令和2年3月末現在、県内において基本構想を作成しているのは9市町であり、移動円滑化促進方針及び基本構想作成に関する市町村へのプロモーター派遣事業を推進しています。

また、ハード面の施設整備が進んでも、国民ひとりひとりがやさしさや思いやりを持って接することができなければ、真の意味でのバリアフリー化は図れません。高齢者、障害者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について関心を持ち、理解を深め、自然に支え合うことができるようにするため、「バリアフリー教室」を始めとした各種の啓発・広報活動、教育活動などを推進しています。

(4) 倉庫業の概況

令和2年3月末の倉庫事業者数は、普通倉庫130者、水面倉庫1者、冷蔵倉庫28者であり、同年同月同日現在における倉庫保管面(容)積は資料編4(P25)のとおり前年度と比べほぼ横ばいで推移しました。

また、平成30年度の受寄物の入庫量は、普通倉庫(1～3類、野積、貯蔵槽、危険品倉庫)が2,567,995トン(対前年度比99.7%)、冷蔵倉庫が221,223トン(対前年度比109.4%)となりました。

さらに、そのうち普通倉庫(1～3類)における品目構成について、紙・パルプが43.2%、次いで化学工業品が14.4%であって、これらが入庫量の半数以上を占めていました。

加えて、冷蔵倉庫における品目構成では、冷凍食品34.9%、次いで冷凍水産物が18.1%等となりました(詳細は資料編5、6、7(P25、26、27))。

(5) 安全・安心の取り組み

①全国交通安全運動

全国交通安全運動は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的に、毎年、春・秋の年2回、中央交通安全対策会議交通対策本部(内閣府所管)決定の実施要綱により実施されています。新潟運輸支局は、同実施要綱の他、国土交通省の実施計画に基づき策定された北陸信越運輸局実施計画により推進しています。

【令和2年度の実施期間】

春の全国交通安全運動 令和2年4月6日から令和2年4月15日

秋の全国交通安全運動 令和2年9月21日から令和2年9月30日

②年末年始の輸送等に関する安全総点検

人流・物流が集中する年末年始において、輸送の安全等に対する意識の高揚を図るため、輸送機関等に対する安全総点検を次のとおり実施しています。

【主な点検事項】

- ・安全管理(特に乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握、乗務員に対する指導監督体制)の実施状況
- ・自然災害、事故発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
- ・テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取り組み、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- ・新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大予防ガイドラインの遵守状況、新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況

【令和 2 年度の実施期間】

令和 2 年12月10日から令和 3 年 1 月10日

(6) 環境対策の取り組み

①低公害車導入促進協議会

国土交通省では、経済産業省や環境省と低公害車の開発・普及を一層推進するため「低公害車開発普及アクションプラン」を策定し、導入促進に向けた支援対策を推進しています。

当支局では、北陸信越運輸局、経済産業省関東経済産業局、環境省関東地方環境事務所新潟事務所と協力して、地方公共団体、経済団体、運輸関係団体、燃料供給関係団体及び自動車販売会社等の参加のもと、「新潟県低公害車導入促進協議会」を平成14年度に設立し、導入促進の取り組みを推進しています。

②交通関係環境保全優良事業者等大臣表彰

環境負荷の少ない事業運営や、公共交通機関の利用を促進する活動に取り組む事業者、事業所等に対して国土交通省大臣が表彰を行うもので、平成18年度より実施しています。

次のいずれかに該当する活動を行い、他と比べて著しく顕著な功績のあった事業者等に対して表彰しています。

- ・低公害車の導入、普及促進
- ・廃棄物の削減又は適正処理
- ・自動車排出ガスの削減等、環境負荷の軽減
- ・環境に配慮した鉄道車輛、船舶等の開発・導入・運行等
- ・公共交通機関の利用促進
- ・その他環境保全に配慮した事業等

(7) 物流対策の取り組み

①手ぶら観光

国土交通省では、空港・駅等での荷物の一時預かりや、次の目的地あるいは海外の自宅等への荷物の配送を実現することで、訪日外国人旅行者に対し手ぶらで快適な旅行環境を提供する「手ぶら観光」を推進しています。

手ぶら観光のネットワークの充実を図ることにより、訪日外国人旅行者の地方訪問や消費拡大を促すため、手ぶら観光共通ロゴマーク掲出の認定された民間事業者等を対象に、手ぶら 観光カウンターの整備や機能強化等に対する支援を行っています。

令和 2 年10月 1 日現在、全国で手ぶら観光カウンターの設置箇所は545箇所あり、新潟県では観光案内所や宿泊施設など計 9 箇所で設置されています。